

存在の類比について

宮内久光

「存在の類比」(analogia entis) と呼ばれるものがトマスにおいてどのように理解されていたのかを問うことが小論の目的である。ここでは二つの問題が考察される。第一に、カエタヌス以来所謂比率類比 (analogia proportionalitatis) のみが真正の類比であるとされたが、トマスにおいて最終的に明示された類比は帰属類比 (analogia attributionis) であり、したがって比率類比が主張された「真理論」第二問題十一項の立場は後期の著作において廃棄されたのであるというモンターニュの主張が検討される。⁽¹⁾ 第二の問題は神の名称に関わる。トマスは神に適合する名称として善、叡智、生命、等を挙げているが、⁽²⁾ そのような名称が超越的領域に適用可能であるのは、それらの名称の表示するところが類比的であることを根拠としている。しかし、もともとアリストテレスを起源とする存在の類比は、実体と付帯性という範疇の地平において成立したものである。ではいかにして存在の類比は水平的な範疇の次元から垂直的な方向に発展することが可能であるのか。すなわち第二の問題は、神的存在と被造的存在の類比的統一の問題である。以上の相互に分離できない二つの問題を主要なテキストを通じて考察したい。

—

トマスは最も初期の著作である「自然の諸原理について」の最後の章ですでに類比について論じている。⁽³⁾ まず同一性乃至統一性に関して、個体の数的同一性、数において異なる個体相互の種的同一性、種において異なる諸存在相互の類的同一性と、異なる類に帰属しながら或る同一性を有する

諸存在相互の類比的同一性の四種が区別される⁽⁴⁾。類比的同一性は、実体と量が或る類において一致するのではなく、それぞれが存在であることにおいて一致することに示される。存在は一義的にではなく類比的に述語されるゆえに類ではないのである。では存在が類比的に述語されるというのはいかなる意味であるのか。存在の類比的統一の理解のためには、次に述語としての名称の区別が知られなければならない。或る名称が共通な述語として多に述語されるとき、類比性は中間的なものとして一義性と多義性から区別される。或るものが一義的に (univoce) 多に述語されるというのは、それが同一の名称と同一の観念、すなわち定義にしたがって述語されるということであり、多義的に (aequivoce) 述語されるというのは、或るものが同一の名称と、異なった観念にしたがって多について述語されるということである。これに対して類比的に (analogice) 述語されるというのは、その観念と定義が相違してはいるが、一つの或る同一のものに関係づけられている (attribuuntur) ところの多について或るものが同一の名称にしたがって述語されるということである。アリストテレスによって用いられ中世において一般的になった「健康」(sanum) の例がここで示される⁽⁵⁾。健康は動物の肉体にも尿にも食物にも語られるが、それら三つのすべてに同一の意味で語られるのではない。肉体については健康の基体として、尿については健康の印として、食物については健康の原因として語られる。しかしこれらすべての観念は動物における健康 (sanitas) という同一の目的に関係づけられている。すなわち類比的名称が多に共通であるのは多における第一のものに対する関係によるのであり、第一のものに対する関係は、諸類比項を第一のものに結合する存在論的因果性の関係として把握され、類比的統一は第一のものが類比項に対して行使する因果性に基いているのである。しかしこの因果性は一様ではない。或る場合には第一のものは目的因としての役割を果たす。上述の例のように、類比的に一致する「健康」という語の様々の意味は、動物における健康という一つの目的に秩序

づけられた様々のものを意味することになる。また或る場合にはその因果性は能動的因果性であって、「医療的」という語の様々な意味は「医者」という能動者との関係に基くのである。さらに或る場合には第一のものは基体としての原因であり、存在が量や質について語られるのは、それらの基体としての実体との関係によるのであって、存在は実体により先に (per prius) 語られ、他の範疇についてより後に (per posterius) に語られるのである。

以上の理由から存在は実体と他の諸範疇の類ではないことが明らかになる。いかなる類もその種についてより先にあるいはより後に述語されることはないからである。実体と量は類において異なるが類比において同一であり、存在は両者に類比的に語られることになる。

以上の類比は所謂帰属類比であるが、「自然の諸原理について」において比率類比もまた事物の内在的構成原理としての質料と形相に関して語られる。質料も形相も、可能態も現実態も実体および他の範疇の原理である。しかし実体と他の諸範疇の質料と形相は類において異なっているが、比率において同一である。すなわち、実体の質料が実体に関係するようにそのように量の質料は量に関係するのである。ここで提示されたのは比率類比であり、比率的統一である。しかし、より根本的な存在の原理の統一は帰属類比による秩序の統一である。何故なら、「実体が他の諸範疇の原因であるように、そのように実体の原理は他のすべてのものの原理である⁽⁶⁾」からである。

モンターニュによれば、類比的統一において比率的統一 (l'unité proportionnelle) は第一のものではなく、それはより根源的な秩序の統一 (l'unité d'ordre) に還元される。換言すれば類比という語の二つの意味は並列されるのではなく、比率的統一が秩序の統一に従属する⁽⁷⁾。少くとも存在の範疇の地平において、存在の多様性の類比的統一は、第一のものへの関係による帰属 (l'attribution par référence à un premier) に基づき、それは「存在が

実体により先に、その他のものにより後に語られる」ことと対応することになる。

二

「自然の諸原理について」における存在の類比は、専ら実体と付帯性という範疇の水平的地平において展開され、諸範疇によって示される存在の多様性は、実体という根源的存在との関係によって統一されたが、他方存在の類比はまた実体そのものの階層性という垂直的な方向において発展する。モンターニュにしたがって前者を範疇的類比 (l'analogie prédicamentale), 後者を超越的類比 (l'analogie transcendente)⁽⁸⁾ と呼ぶならば、超越的類比の素描は「存在と本質について」において初めて現れる。範疇的類比において実体は自存するゆえに第一次的に存在であり、付帯性は実体に内属するゆえに相対的であって実体に従属するものであった。しかし実体性の付帯性に対する因果性は基体としての質料的因果性であるに留まらない。

「存在と本質について」において実体が付帯性の原因であるのは実体が最高に最も真に (maxime et verissime) 存在であることによる。類において最高であるものがその類に属するすべてのものの原因であって、付帯性は二次的に謂わば或る意味で ratio entis を分有するのである。⁽⁹⁾ ここでは範疇的類比は分有の理論によって把握される。実体が第一次的な存在であるのは、それが付帯性の基体という資格においてではなく、付帯性が分有によって低次の段階において所有する完全性の最高の段階としてそうなのである。分有の理論の導入は超越的類比への途を拓く。超越的類比は実体性の階層性とそれが内含する形相的階層性によって構成される。すなわち諸存在の間には秩序と階層 (ordo et gradus)⁽¹⁰⁾ が見出される。純粹現実態としての存在そのもの (ipsum suum esse) である神を頂点として純粹可能態としての第一質料に至るまでの階層的秩序は、現実態と可能態、およびその合成によって把握されるが、ここで理解された完全性としての現実態は存在

(esse) という現実態である。したがって諸存在の階層的秩序は共通の完全性としての *ratio entis* の不等な階層性に求められる。範疇の地平においては類的あるいは種的に区別される諸形相と、それらの形相が一義的に適合する個体および種があるのみで階層は存在しない。同一種に属する個体および同一類に属する種の中に見出される不等性は形相的一義性を破壊するものではないからである。また同一の形相をより多くあるいはより少なく受容するという完全性の付帯的階層によって諸存在の階層性が理解されるのではない。より多く白い、より少なく白い、と言われる場合に、「より多く、より少なく」(*secundum magis et minus*) という完全性の不等性は種の多様化を生むものではなく、形相的一義性を廃するものでもなく、したがって類比性を構成するものでもないからである。⁽¹¹⁾

本来階層的秩序は階層の最高の段階とその能動的原因性を容認しなければ完結しないのであるが、トマスはそのことを容認している。⁽¹²⁾したがって *ratio entis* の不等な分有による階層的秩序の定立は、超越的類比における帰属類比の成立を意味すると考えられよう。しかし他方トマスは分有する主体の本性乃至形相そのものの中に完全性の多様な階層を認めている。⁽¹³⁾ その場合には階層相互の因果性は形相的因果性として理解され、階層相互の関係は静的な類似性の関係に還元されることになり、そこに成立する類比は比率的類比として理解されるであろう。範疇的類比から超越的類比への移行は階層的完全性および分有の理解の多様性に応じて変化する。「存在と本質について」においてはまだ超越的類比は明確な形を取っていないし、類比という語も使用されていない。

初期の著作における類比の理論は後期の「形而上学註釈」においても見出される。帰属類比も比率類比も現れるが、「比例あるいは類比」(*proportio vel analogia*) という言葉によって同時に両方の類比が指示される。五巻においては語の本来の意味にしたがって類比は比率類比として叙述されるが、そのような類比的統一の一種として帰属類比も比率類比と並列して説

明⁽¹⁴⁾される。しかし実体と付帯性の存在における類比的統一が語られる場面においては、存在は「一つの第一のものに対する関係によって」(per respectum ad unum primum) 多について語られ、存在の類比的多様性は共通な名称が本質的に適合する第一のものへの秩序によって統一⁽¹⁵⁾される。

また「存在と本質について」において提示された分有の観念も見出され、実体の存在性の様態は他のすべての付帯性において、或る比例の類似性に⁽¹⁶⁾したがって分有される。一つの完全性が二つの存在に不等に帰属するとき、一方の存在に分有的に帰属する完全性がその存在に適合するのは、その完全性が本質的に適合する他の存在との関係によるものであって、類比的多様性は共通な名称が本質的に適合する第一のものへの秩序によって統一⁽¹⁷⁾される。したがって範疇的類比は等価の二つの表現を所有することになる。存在は実体についてより先に、あるいは自体的に (per se) 語られ、付帯性についてより後に、あるいは分有的に (per participationem) 語られる。このように、少なくとも範疇の地平において帰属類比は存在論的により根源的であって、比率類比はそれに由来し従属すると考えられる。

三

では超越的類比はいかにして成立するであろうか。諸存在と神との間にいかなる類似性もなければ、共通であるかに見える名称とその観念も実は多義的であって、存在の実在的統一はないことになるであろうし、われわれの神についての認識はたとえどのようにつましいものであっても全く不可能になる。他方、存在が共通な形相であるならば、その観念は一義的であって神の超越性は失われることになる。それ故に或る形相の不等な分有に基いた類似性の関係として諸存在と神の関係を考察する道が拓かれねばならない。もちろん、神と諸存在が同一の形相を分有するのではない。その場合には、その形相は神よりも先なるものになるからである。そうではなくて、神が実体的にその形相そのものであって、諸存在がその形相を

分有するの⁽¹⁸⁾である。神と諸存在を不等な形相的完全性の類似性の関係として統一するこの分有は類似性の分有 (similitudinis participatio)⁽¹⁹⁾であり、「すべての不完全な存在は第一の存在から範型的に引き出される⁽²⁰⁾」という原理に基づいて、類比的統一を基礎づけるものであるが、その場合の類比は比率類比を排除するものではない。類比と分有はこのように、一方で諸存在と神との間の形相的關係として示されるが、他方また分有は、分有する基体と分有される完全性との合成の關係としても考察される。分有のこの二様の理解、すなわち不等な形相的完全性の類似性の關係としての類似性による分有 (participation par similitude) と、分有される現実性を受容する可能態の合成による分有 (participation par composition) という二つの分有⁽²²⁾の理解に因果性の理解が対応する。範型因と能動因のいずれに優位性を付与するかに応じてトマスの著作には二つの異なった方向が見出される。モンターニュは、トマスにおいて最初は形相の、次いで現実態の觀念がより根本的になった、と考える⁽²³⁾。それによれば、能動的因果性を離れて分有は存在しえず、そのことは「本質的に語られるものは、分有的に語られるすべてのものの原因である⁽²⁴⁾」という公理に基づく。原因はそれが現実態においてある限りにおいてのみ原因である。それ故に類似性の公理「すべて作るものは、自らに類似したものを作る」(Omne agens agit sibi simile) はもはや第一の公理ではありえず、「作るものはそれが現実態においてある限りにおいて作る」(Omne agens agit in quantum actu est) というより根本的な作用者の現実性の公理を前提する。すなわち、現実態の優位と能動的原因の先行は対をなしており、範型的原因は能動的原因に従属するのである。

以上のような理解を前提としてモンターニュはトマスにおける類比を「第一のものへの關係による類比」(l'analogie par référence à un premier)⁽²⁵⁾と定義する。それはアリストテレスによる範疇的類比を、諸存在と神との關係、すなわち超越的類比へと転用し、範疇の地平に見出される統一された多様性と、諸実体の垂直的な階層的な多様性の統一を同一の原理で説明し

ようとするものである。この類比は所謂帰属類比ではあっても、「健康」の類比からは区別される。「健康」の類比は明白に外的命名 (denominatio extrinseca) ⁽²⁶⁾ であって、存在の類比がそのように理解されるならば、存在は、実体であれ神であれ、第一のものみに帰属することになる。「健康」は動物にしか帰属しないからである。またこの類比における第一のものへの関係は、観念において一なるものではなく一つの或る本性のように数に ⁽²⁷⁾ おいて一なるものへの関係でなければならない。存在の統一があるとすれば、それは実在的に一である第一のものが存在しなければならないからである。このようにして「第一のものへの関係による類比」における根源的な多様性は範疇的地平において実体的存在と付帯的存在であり、超越的地平においては神的存在と被造的存在であるが、範疇的類比と超越的類比には以下のような相違がある。

まず、超越的類比は第一の存在に対する能動的因果性による従属性と、存在の完全性の内的分有による所有によって定義されるが、範疇的類比における因果性は基体としての質料的因果性であることにおいて両者は区別される。したがって両方に共通の原理は分有の理論に限定される。このことは、分有が因果性と対応するにしても、第一のもの行使する因果性が ⁽²⁸⁾ 能動的因果性に限定されないことを示す。換言すれば、超越的類比における第一のものを範疇因として把握し、比率的に類比を理解することも可能なのである。

第二に、一層重要な区別は次の点にある。各類比項を分離して考察すれば、それらは相互に独立してそれぞれに固有な本質によって定義されるが、類比的統一の観点からすれば、類比項のすべてはその第一のものによって定義されなければならない。したがって神はすべての存在の意味が関係する第一の項であるから、付帯的存在が実体的存在によって定義されるように、神の存在によって被造的な存在は定義されねばならない。第一のものはその存在論的優越性のゆえに可知性において優先するからである。

しかし第一の項のこの二つの機能は、われわれの認識にとって第一であるものが存在の秩序においては後なるものであることによって分離する。したがって、一なるものへの還元は、実在の秩序においては存在論的に第一であるものへ、認識の秩序においてはわれわれにとってより知られたものへと分散することになる。このようにして、われわれが類比的に共通な名称を第一に述定する存在には、最後に定義の内実が帰属せしめられることになるのである。すなわち、類比的名称の命名の根拠は被造的存在にある⁽²⁹⁾。ではいかにしてわれわれは神に或る名称を帰することができるのであろうか。

四

比率類比に優位を与え、そのみが内的であって帰属類比は外的であるとするテキストがある。アリストテレスは「ニコマコス倫理学」において次のように述べている。⁽³⁰⁾

「だが、それではいったい、どういう意味でそれらのものがすべて善いと言われるのだろうか。たしかに、それらはたまたま同名であるもののようには見えない。それでは、それらは同じ一つのものから由来することによって、あるいは、すべてが共に同じひとつのものへと終極することによって、あるいはむしろ、比例にしたがってすべてが善いと語られるのであろうか。というのは、肉体においては視覚が善いものであるように、魂においては理性が善いものであり、それぞれ異なるものにおいてはそれぞれ異なる善いものがあるからである。だがこれらの点について論ずるのは、いまは、差し控えておくべきであらう。これらの点について精確に論定するのは、愛知の他の部分にいっそう相応しいことだろうからである。」

これに対するトマスの註釈は以下の通りである。⁽³¹⁾

「それゆえアリストテレスは言っている。多くのものについてそれらが善いと言われるのは、たまたま同名であるものにおけるように、全く異なった観念にしたがって言われるのではなくて、すべての善いものが一つの第一の善性の原理に依

存している限りにおいてか、あるいはそれらが一つの終極に秩序づけられている限りにおいて、言われるのである。というのは、アリストテレスはあの離れた善いものがすべての善いもののアイデアであり根拠であることを望まなかったのであるが、しかしそれは善いものの原理であり、終極なのである。あるいはまたすべてが善いと言われるのはむしろ、肉体においては視覚が善いものであり、魂においては知性が善いものであるように、類比にしたがって、すなわち比例にしたがって言われるのである。アリストテレスは三番目のものを優先させる。なぜなら、それは事物に内属する善さにしたがって善いということが受け取られているからである。初めの二つは離れた善さにしたがって善いということが受け取られているが、離れた善さによっては或るものがそのように適切に命名されることはないからである。」

モンターニュは二つのことを指摘している。⁽³²⁾ その第一は、トマスがアリストテレスのテキストの解釈をしているのであって、トマス自身の立場を表明しているのではない、ということである。アリストテレスが比率類比の方に傾いたように見受けられるのは、おそらく純粋な多義性により近い比率類比によってプラトンの善の一義性を斥けるためであったと言うのである。第二に、善の共通性に関して、トマスは彼自身の著作において、⁽³³⁾ 或るものが同時に善の根源である善によって善であり、自らに内在する形相によって善であることは矛盾しないことを言明している、ということである。換言すれば、第一のものへの関係によって内的命名 (denominatio intrinseca) を受けることは矛盾がないのである。トマスは、第一のものへの従属と、内的分有すなわち形相的内在性とを分離して、前者を帰属類比に、後者を比率類比に結びつけることは決してないと言う。したがって存在と善の類比についてトマスの思想の根源をカエタヌスのように、「ニコマコス倫理学註釈」に求めるべきではない。

上述の主張に関しては次のことが指摘されねばならない。トマスは、アリストテレスがプラトンを批判したのは、すべての善がそれに依存する唯一の離存する善を定立したことではなく、離存する善がすべての善に共通

なアイデアであるとしたことである、と理解している⁽³⁴⁾。したがって、トマスが彼自身の著作において、神の善がすべての善いものの原理であり終極であることを認め、「すべてのものが善いと言われるのは神の善による⁽³⁵⁾」と言うとき、当然のことながらトマスにとっても善の一義的把握という問題があったのである。それゆえにトマスは「離れた善さによっては或るものが適切に命名されることはない」として、「事物に内属する善さにしたがって善いということが受け取られている」比率類比をアリストテレスが採用した、と解釈したが、トマスもまた彼自身の著作において内属する形相に命名の根拠を求めたのであるから⁽³⁶⁾、比率類比がトマスにおいて排除されているとは考えられない。トマスはアリストテレスを解釈する場合に自己の教説に反するときにはその都度指摘することを忘れはしないからである。

さらに、第一のものへの関係によって或るものが内的に命名されると言われるのは、その関係が命名の原因であることを意味するが、命名の根拠 (ratio denominationis) であることを意味しない⁽³⁷⁾、ということに注目しなければならない。「神の善によってすべての善いものは善い」ということは、確かに神の善とすべての善の関係を能動的因果性において規定するが、しかしそれは神の善とすべての善を一義的に規定することを意味するのではなく、命名の根拠である内在的形相の善さと神の善を類似性において規定するのである⁽³⁸⁾。命名の根拠が内在的形相の完全性である限り、トマスは神的善と被造的善との関係を形相的關係に留めたのである⁽³⁹⁾。したがって少なくとも、第一のものへの従属と比率類比による統一は矛盾するものではないと言えることができる。

別の観点から、「真理論」第二問題十一項は、神の名称については比率類比のみが妥当することを主題として主張した数少ないテキストの一つである。それによれば類比には二種あって、一方には対比の一致 (convenientia proportionis) があり、他方には比率の一致 (convenientia proportionalitatis) がある。前者は帰属類比であって、実体と付帯性をもつ関係から

存在が両者に語られ、尿が動物の健康に或る類似性をもつことから健康が尿と動物について語られるのであるが、そのようにこの類比の特質は、類比項の間に一定の関係 (*determinata habitudo*) がなければならぬということなのであって、この類比によっては神と被造物について或るものが語られることは不可能である。いかなる被造物も、それによって神の完全性が限定されるような神に対する関係を所有することはないからである。したがって視覚 (*visus*) が眼の中にあるように、知性が魂の中にあることによって見ること (*visus*) という名称が身体的視覚と知性について語られるように、類比項の間に一定の関係が見出されない比率類比によって或る名称が神と被造物に類比的に語られるのである。しかし「獅子」や「太陽」のように、神について象徴的に語られる名称は、神に帰属しえない質料を定義の中に含むゆえに比喩として比率類比から除かれる。それゆえに、比率類比によって神と被造物に共通に語られる名称は、存在、善のように定義の中に欠陥 (*defectus*)⁽⁴⁰⁾ を内含せず、その存在において質料に依存しないものに限定されるのである。

トマスの関心はいかにして多義性に陥ることなく神の超越性を救うことができるかということと、いかにして神と被造物に同一の名称の意味するものが内在しうるかということに向けられている。このようにして類比的完全性の超越性と内在性という二つの要請が比率類比によってのみ可能であると考えたのである。「すべての対比 (*proportio*) の中には、一方の他方に対する或る一定の超出 (*excessus*) にしたがって、対比されていると言われるもの相互の関係が見出されるのであるから、或る無限なものが有限なものとのような仕方では対比されることは不可能である。しかし比率性 (*proportionalitas*) において対比が語られるものには、それら相互の関係は見出されないで、或る二つのものに対する類似した関係が見出されるのである。このようであるなら、無限なものが有限なものに対比されることを妨げるものは何もない。なぜなら或る有限なものが他の有限なものに対し

て同等 (aequale) であるように、無限なものが他の無限なものに対して同等であるからである⁽⁴¹⁾。このように、有限なものと無限なものとの間には直接的関係、すなわち直接的な類似性はないが、比率的な類似性があると主張することによって、神の超越性が強調される。類比項の一方によって他方を定義することは、結局のところ一義性を内含すると考えられたのである。モンターニュによれば、「真理論」第二問題以降の著作においては⁽⁴²⁾、この見解は維持されなかった。もし異なった見解が採用されたのであるなら、それは上述の問題に異なった解答が与えられたのでなければならない。

五

トマスは後期の著作においても二つの類比を区別している。それは二つのものの第三のものへの類比 (analogia duorum ad tertium) と、一つのものの他のものへの類比 (analogia unius ad alterum)⁽⁴³⁾ であり、共に第一のものへの関係による類比である⁽⁴⁴⁾。薬品と食物は動物の健康を生むものであり、維持するものであるゆえに「健康的」と呼ばれるが、それは、それら二つのものの第三項としての動物の「健康」との関係によるものである。しかしそれは動物の健康に薬品を直接に結合する因果性の直接的関係としても考察されうる。同様に、量も質も共に実体に関係づけられるのであるから、存在は二つの付帯性についても語られうるが、それはまた付帯性の実体への直接的関係としても考察しうるのである。

論理的に見れば、前者の場合類比的命名は二つの二次的類比項に帰せられる。その二つが第一の類比項に関係づけられるからである。したがってこの類比は二次的類比項の間に成立する。後者の場合、類比的命名は第一の類比項に二次的類比項を結合する直接的関係によって、二次的類比項に帰せられる。この論理的区別が存在の秩序において意味することは、範疇的地平において実体と付帯性が存在と呼ばれるのは両者が存在という第三

の共通な形相に関係することによるのではないということである。実体に先立つものは何もなく、存在はより先に実体に、より後に付帯性に語られるのである。⁽⁴⁵⁾ 同様に超越的地平においても、存在は諸存在と神を包摂するのではない。存在は神に先立つのではないゆえに、本質によって神があるところのものを諸存在が分有によって受容するのであり、存在の類比を基礎づけるのは神である。

ではこの類比は「真理論」の問題にどのように答えるであろうか。モンターニュの主要な論旨を列挙すれば以下のようになる。⁽⁴⁶⁾

(1)神と諸存在との間にはいかなる対比(*comparatiō*)もなく、したがって、より多くあるいはより少なく (*magis vel minus*) という形相的類似性も共通性も存在しないという「真理論」の主張に対しては、諸存在と神との間の類似性は共通の形相の分有に存するものではなく、被造物と神に帰せられる完全性は神には本質的に、被造物には分有的に帰属するのである、と答えられる。さらに被造物によって分有される形相は、神の完全性と同一ではなく、欠如を含む (*deficere*) のであって、神に本質的に帰属する完全性が被造物に分有的に受容されるならば、比率類比に訴えることなしに一義性を排除することができる。

(2)有限なものとの無限なものとの間に一定の直接的関係は存在しないという主張に対しては、被造物と神との間の能動的因果性という直接的関係の存在によって答えられる。被造物と神の間には、原因に対する結果という対比乃至関係がある。⁽⁴⁹⁾ 結果の原因に対する直接的類似性は神の超越性を十分に保証するのであるから、比率的類似性は無用なものになる。

(3)被造物と神との無限の距りは比喩的なものであり、距りによって神が被造物にとって外的になるものではない。能動的因果性の介在によって、神は形相としてではなく、原因としてすべての存在に内在する。⁽⁵⁰⁾ 神と被造物に距りが語られるのは本性の不類似 (*dissimilitudo naturae*) の表現としてなのである。⁽⁵¹⁾

(4)類比項は第一の項によって定義されねばならないという問題に関して、トマスは先ず、認識の秩序においては後であるものが存在の秩序において先であることを指摘する。したがって、われわれにとって第一の類比項は被造物である⁽⁵²⁾。それ自体において存在の定義の中には原因を有するという⁽⁵³⁾ことは含まれないが、しかし、存在は神により先に、被造物により後に帰せられるのであるから、諸存在は神への従属性から独立に定義されえない⁽⁵⁴⁾のである。

「真理論」の見解は、それに先立つ「命題集註釈」における類似性の分有に含まれる問題の反省に由来する。すなわち、共通の形相による類似性は神と被造物との間に直接的関係を指定し、その結果、一義的類似性によって神の超越性を危くすると考えられたのである。ではなぜその立場が放棄されたのかと言えば、神と被造物との間に越え難い断絶を置き、神を認識不可能なものにするからである⁽⁵⁵⁾。

以上の解釈をどのように理解すべきであろうか。「真理論」第二問題以降⁽⁵⁶⁾、「対異教徒大全」「神の力について」「神学大全」に至る著作の中で、比率類比が語られることはなく、二つのものの第三のものへの類比と、一つのものの他のものへの類比、特に後者に限定されていることは事実である。「真理論」において主張された超越的類比は、神の超越性とそれぞれの類比項における類比的完全性の内在性を説明するものであった。神の超越性は、神と被造物との間に一定の関係を指定することの否定によって根拠づけられるが、それは一定の関係が類比項における完全性の一義性をもたらすことによって、神の超越性を危くすると考えられたのである。したがって比率類比によって神の超越性と完全性の内在性を主張するとき、その類比的完全性は多義性により近くなるのであるが、能動的因果性によって被造物の神への直接的関係を指定するときには、逆に類比的完全性の一義性が問題なのである。それゆえにまた、能動的因果性による直接的関係に伴う一義的完全性という危険から脱するためには、原因と結果における完

全性の不等性という分有の理論が不可欠になる。帰属類比を基礎づけるものは、能動的因果性と分有の理論なのである。他方、類比的完全性の類比項における内在性は、比率類比においては問題ではなく、帰属類比において問題なのである。完全性が固有のものとして内属するのは第一の類比項であって、二次的類比項にとっては外的命名となるのではないか。二つのものの第三のものへの類比においてはそうであり、したがって一つのものの他のものへの帰属類比が主張されることになるが、この場合にも二次的類比項における完全性の内在は、完全性の欠如による階層的分有の理論によって説明されねばならないのである。

範疇的類比と超越的類比を統一する原理は分有の理論であって、能動的因果性ではないということは既に述べた。前者における因果性は基体としての質料的因果性だからである。それにも拘らず、分有が共通の原理でありうるのは、分有という関係が、本質によって帰属する完全性、すなわち第一の充全的完全性に対して語られるからである。範疇的地平において存在が実体により先に語られるというとき、存在は実体より先なるものではなく、実体が最高に、最も真に存在であることによる。したがって、存在の類比が分有によって基礎づけられる限り、それが第一のものへの関係による類比と定義されるのは正しい。しかし第一のものへの関係は同一であると限らないのである。超越的類比において神への被造物の関係は創造的能動的因果性によって把握されている。そもそも神と被造物との関係というとき、能動的因果性は前提されているが、しかし類比の原理が分有である限り、分有の理解に応じてその因果性は形相的範型的あるいは目的的因果性としても把握することが可能なのである。しかし、ともかく被造物と神との間に、神に本質的に適合する完全性の分有という関係、ならびに原因に対する結果という能動的因果関係がある限り、「真理論」における一定の関係の否定という見解は維持されなかったとする(1)(2)(3)の主張は正当である。ただし一定の関係は、被造物の神に対する関係であって、その逆

ではない。トマスは、結果としての被造物の原因としての神への関係は認めても、神の被造物への関係を実在的なものとして認容してはいないからである。しかし一定の関係によって比率的類似性が無用になると主張することには問題がある。(4)において、諸存在は神への従属性から独立に定義されえないとモンターニュは主張するが、トマスは、「神である第一原因は被造物の本質には内在しないが、被造物に内在する存在は神の存在から引き出されたものとしてでなければ理解されえない」という被造的存在の神的存在に対する従属性を主張するに留まっている。(57)

第一のものへの関係による類比、すなわち帰属類比の志向する観点は、すべての完全性を本質によって所有し、すべての存在の第一原因である神を頂点とする存在の秩序の統一という体系的統一の観点であり、判断の道 (via iudicii) である。この観点からすれば帰属類比はより根本的であり、比率類比を基礎づけるものである。第一のものへの従属性が比率類比と矛盾するものではないことはすでに述べられた。比率類比は多義性により近いとしても神の超越性と完全性の類比項における内在性を保証する限り有効である。したがって、後期の著作において比率類比は明示されてはいないけれども、廃棄されたとは考えられない。(58)

比率類比の観点を超越的存在の発見の途 (via inventionis) と考えることができるように思われる。類比的命名の根拠が被造的存在にある限り、われわれは結果から原因の認識に進まねばならない。しかし、神は或る完全性の原因であるゆえに、その完全性を意味する名称が神に帰せられるのではない。(59)

したがって、諸存在に内属する或る完全性を容認し、その完全性そのものの中にその超越的適用の可能性を問わねばならない。そのとき比率類比は人間的認識にとって自然な探究の途を示すものとして現れてくる。範疇的類比の超越的類比への適用においてその例証を見ることができる。すなわち、実体の付帯性に対する関係と、神の諸存在に対する関係の類似性に超越的類比は基礎を有するが、すべての因果性を包括する分有の関係として実体と付帯性の関係を把握することに

よって超越的類比は可能になったのである。このように広い意味で比率類比は超越的類比そのものを基礎づけるのではないであろうか。

六

類比的名称の措定は被造物においてより先なのであるから、被造物が神を表象する限りにおいてのみわれわれは神を認識することになる。⁽⁶¹⁾ところでわれわれの措定する名称の意味するものは具象的であれ抽象的であれ、それが帰属するものを離れて存在することはない。類比的名称もわれわれが表象する限り、それぞれに固有な完全性を表示する。ではわれわれの観念の秩序における類比的統一はいかにして可能であろうか。

われわれの知性は或る完全性を、それが被造物においてある仕方で認識し、その認識の様態にしたがって、名称によってその完全性を表示する。トマスは神に名称を帰する場合に、意味された完全性そのもの (*perfectiones ipsae significatae*) と、意味様態 (*modus significandi*) を区別しなければならないと言う。そして、たとえば善、生命等の名称によって意味された完全性は神に固有に、被造物より先に適合するが、意味様態に関しては神に適合しないのである。⁽⁶²⁾しかし、名称から意味様態を切り離すことはできない。それゆえに、神に帰せられる名称は、その意味の中に完全性を分有する様態を含まず、絶対的に完全性を表示するの でなければならない。トマスは神に適用されるこのような絶対的完全性を意味する類比的名称として、存在、善、生命、叡智等を挙げている。⁽⁶³⁾では存在の観念は、すべての様態と制限を捨象して得られた神と被造物に共通な一義的観念なのであろうか。そうではない。存在の観念はその意味の中に様態を含まないだけではなく、様態の遮断 (*praecisio*) をも含んでいないのである。⁽⁶⁴⁾したがって、存在という名称は、その様態を内含することも遮断することもなく、完全性、*ratio* を表示し、神と被造物に共通に語られる。

様態は完全性の実現の諸条件に関っている。換言すれば、様態は形相的

不等性の特質であって、類比的統一の内部における純粹に質的な多様性を指示するのである。⁽⁶⁵⁾ そのことは絶対的完全性の觀念そのものの中にすでに形相的不等性が見出されることを意味する。

存在の類比が分有と因果性との関連において語られる以上、類比の充的な理解のためには分有と因果性についての立入った考察が必要であり、またカエタヌスが名称の類比として比率類比のみを真正な類比として認め、また理由を理解するためには、トマスとカエタヌスの間に介在するガンのヘンリクスと、存在を一義的に把握したドゥンス・スコトゥスの存在理解の考察に俟たねばならない。今後の課題としたい。

註

- (1) B. Montagnes, O. P. ; *La doctrine de l'analogie de l'être d'après St. Thomas d'Aquin*, 1963, Louvain
- (2) *Summ. Theol.*, 1, q. 13, a. 2.
- (3) *De principiis naturae*, c. 6 ; *De differentia et convenientia principiorum*.
- (4) 同一性に関しては Arist., *Metaphy.*, V, c. 6, 1016 b 31—1017 a 2 (*Comm. St. Th.*, lect. 8, nn. 876—879) を参照。
- (5) *ibid.*, IV, c. 2, 1003 a 33—b 19 (*Comm. St. Th.*, lect. 1, nn. 534—544) ; VII, c. 4, 1030 a 34—b 3 (*Comm. St. Th.*, lect. 4, nn. 1335—1337) を参照。
- (6) *De principiis naturae*, *loc. cit.* ; Sicut tamen substantia est causa caeterorum, ita principia substantiae sunt principia omnium aliorum.
- (7) Montagnes., *op. cit.*, p. 30.
- (8) *ibid.*, pp. 37—38.
- (9) *De ente et essentia*, éd. par Roland-Gosselin, c. 6, p. 44 ; Ideo substantia quae est primum in genere entis, verissime et maxime essentiam habens, oportet quod sit causa accidentium quae secundario et quasi secundum quid rationem entis participant.
- (10) *ibid.*, c. 4, p. 37.
- (11) *ibid.*, c. 5, p. 41 ; Gradus enim perfectionis in recipiendo eandem

formam non diversificat speciem, sicut albius et minus album in participando eiusdem rationis albedinem.

- (12) *ibid.*, c. 4, p. 35.
- (13) *ibid.*, c. 5, p. 41 ; ...sed diversus gradus perfectionis in ipsis formis vel naturis participantis diversificat speciem, sicut natura procedit per gradus de plantis ad animalia per quaedam quae sunt media inter animalia et plantas.
- (14) *In Met. Arist.*, V, lect. 8, n. 879 ; Proportione vero vel analogia sunt unum quaecumque in hoc conveniunt, quod hoc se habet ad illud sicut aliud ad aliud. Et hoc quidem potest accipi duobus modis, vel in eo quod aliqua duo habent diversas habitudines ad unum, ...Vel in eo quod est eadem proportio duorum ad diversa, sicut tranquillitatis ad mare et serenitatis ad aërem.
- (15) *ibid.*, IV, lect. 1, n. 536 et 539 ; XI, lect. 3, n. 2197 ; VII, lect. 4, n. 1337.
- (16) *ibid.*, VII, lect. 4, n. 1334.
- (17) *ibid.*, I, lect. 14, n. 223.
- (18) *De veritate*, q. 23, a. 7, ad 10 ; Creatura non dicitur conformari Deo quasi participanti eandem formam quam ipsa participat, sed quia Deus est substantialiter ipsa forma, cuius creatura per quamdam imitationem est participativa.
- (19) *Summ. Theol.*, I, q. 13, a. 9, ad 1 ; Natura divina non est communicabilis, nisi secundum similitudinis participationem.
- (20) *In II Sent.*, d. 3, q. 3, a. 3, ad 2 ; Omne ens, quantumcumque imperfectum, a primo ente exemplariter deducitur.
- (21) *In I Sent.*, d. 34, q. 3, a. 1, ad 2.
- (22) L. - B. Geiger ; *La participation dans la philosophie de St. Thomas d'Aquin*, 1953 および C. Fabro ; *La participation et causalité selon St. Thomas d'Aquin*, 1954 を参照。
- (23) Montagnes, *op. cit.*, p. 60.
- (24) *II Cont. Gent.*, c. 15 ; *Summ. Theol.*, I, q. 61, a. 1.
- (25) Montagnes, *op. cit.*, *loc. cit.*
- (26) *De veritate*, q. 21, a. 4, ad 2.
- (27) *In Met. Arist.*, IV, lect. 1 n. 536.
- (28) *ibid.*, nn. 537—539.

- (29) *Summ. Theol.*, I, q. 13, a. 6 ; *I Cont. Gent.*, c. 34.
- (30) アリストテレス「ニコマコス倫理学」加藤信朗訳第一卷第六章 1096 b 26—28.
- (31) *In Ethic. Nicom.*, I, lect. 7, n. 96.
- (32) Montagnes, *op. cit.*, pp. 41—43 note 36.
- (33) *Summ. Theol.*, I, q. 6, a. 4.
- (34) *In Ethic. Nicom.*, I, lect. 6, n. 79 ; *In Met. Arist.*, XII, lect. 12, nn. 2627—2631.
- (35) *Summ. Theol.*, *loc. cit.*
- (36) *ibid.*, q. 13, a. 6.
- (37) *De veritate*, *loc. cit.*
- (38) *Summ. Theol.*, I, q. 6, a. 4 ; Nihilominus tamen unumquodque dicitur bonum similitudine divinae bonitatis sibi inhaerente, quae est formaliter sua bonitas denominans ipsum.
- (39) *De veritate*, q. 21, a. 4 ; Sic ergo dicimus secundum communem opinionem, quod omnia sunt bona bonitate creata formaliter sicut forma inhaerente, bonitate vero increata sicut forma exemplari.
- (40) *De veritate*, q. 2, a. 11.
- (41) *ibid.*, q. 2, a. 3, ad 4.
- (42) モンターニュの採用する著作の年代は以下の通りである。 *De veritate*, 1256—59 ; *I Cont. Gent.*, c. 1—53, 1259 ; *De Potentia Dei*, q. 7—10, 1262—64 ; *Summ. Theol.*, I, 1267—68 ; Montagne, *op. cit.*, p. 66.
- (43) *De Potentia Dei*, q. 7, a. 7 ; *I Cont. Gent.*, c. 34 ; *Summ. Theol.*, I, q. 13, a. 5.
- (44) *Cont. Gent.*, *loc. cit.*, Analogice : hoc est secundum ordinem vel respectum ad aliquid unum.
- (45) *ibid.*, *loc. cit.* ; Ens de substantia et accidente dicitur secundum quod accidens ad substantiam respectum habet, non quod substantia et accidens ad aliquid tertium referantur.
- (46) Montagnes, *op. cit.*, pp. 87—93.
- (47) *De veritate*, q. 2, a. 11, arg. 3 et ad 3.
- (48) *De Potentia Dei*, *loc. cit.*, ad 3.
- (49) *Summ. Theol.*, I, q. 12, a. 1, ad 4 ; Potest esse proportio creaturae ad Deum, in quantum se habet ad ipsum ut effectus ad causam.
- (50) *ibid.*, q. 8, a. 3 ; Est in omnibus per essentiam, in quantum adest omnibus ut causa essendi.

- (51) *ibid.*, a. 1, ad 3.
- (52) *Cont. Gent.*, *loc. cit.*,
- (53) *Summ. Theol.*, I, q. 44, a. 1, ad 1.
- (54) *De Potentia Dei*, q. 3, a. 5, ad 1.
- (55) Montagnes, *op. cit.* p. 93.
- (56) *De veritate*, q. 2, a. 11 と同一の見解は, *De veritate*, q. 2, a. 3, ad 4 ; q. 3, a. 1, ad 7 ; q. 23, a. 7, ad 9 および *IV Sent.*, d. 49, q. 2, a. 1, ad 6 に見られるだけである。Montagnes, *op. cit.*, p. 75 note 21 を参照。
- (57) *Summ. Theol.*, I, q. 13, a. 7 ; q. 4, a. 3, ad 4.
- (58) *De Potentia Dei*, q. 3, a. 5, ad 1.
- (59) *Summ. Theol.*, I, q. 4, a. 3 ; q. 13, aa. 1—12 においてそれを読みとることができると考えられる。
- (60) *ibid.*, q. 13, a. 2.
- (61) *ibid.*, *loc. cit.*
- (62) *ibid.*, a. 3.
- (63) *ibid.*, ad 1.
- (64) *De ente et essentia*, éd. Roland-Gosselin, c. 5, p. 38 ; *Summ. Theol.*, I, q. 3, a. 4, ad 1.
- (65) Geiger, *op. cit.*, p. 242.